

## 金山総合公園の管理における指定管理者制度活用の実施方針

令和 8 年 6 月

### 1 基本的事項

#### (1) 施設の概要

所在地	太田市長手町 4 8 0 番地
設置年月日	平成 3 年 5 月
敷地面積	1 8 . 7 h a
主な施設・建物	有料遊具(パノラマチェア・サマーボブスレー・サイクル広場)、芝生広場、ふれあい工房(37.7 m <sup>2</sup> )、レストハウス(230.4 m <sup>2</sup> )、野外ステージ

#### (2) 施設の設置目的

昭和 5 4 年の国際児童年を記念して設置された都市公園であり、明日の社会の担い手である子どもたちが、太陽と緑のもとで創意工夫をしながら遊びを通して「健康な体」、「豊かな心」、「考える力」を育み、家族と共に利用できる公園として設置している。

#### (3) 指定管理者制度活用の目的

金山総合公園は、県立公園随一の遊具を備えるほか、金山の野鳥や昆虫などの自然ともふれあえる総合公園であり、県内外から多くの利用者が訪れる公園となっている。

指定管理者制度の活用により、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を引き続き活用することで、管理運営経費の縮減を図りながら、施設の効用が最大限発揮されるなど、県民サービスの向上に資することが期待される。

#### (4) 指定の期間（予定）

5 年間（令和 9 年 4 月～令和 1 4 年 3 月）

#### (5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を一部採用<sup>注)</sup>する。

注) 施設管理費用に対し、利用料金収入の不足が見込まれることから、(6)に定める額を上限（予定）として施設管理費用の一部を指定管理者に支払う。

#### (6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）

5 年間の総額	7 2 0 , 9 8 5 千円	$\left( \begin{array}{l} 9 \text{ 年度} \quad 1 4 4 , 1 9 7 \text{ 千円} \\ 1 0 \text{ 年度} \quad 1 4 4 , 1 9 7 \text{ 千円} \\ 1 1 \text{ 年度} \quad 1 4 4 , 1 9 7 \text{ 千円} \\ 1 2 \text{ 年度} \quad 1 4 4 , 1 9 7 \text{ 千円} \\ 1 3 \text{ 年度} \quad 1 4 4 , 1 9 7 \text{ 千円} \end{array} \right)$

## **(7) 施設の管理運営方針**

- ア 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。
- イ 県民のレクリエーションに関する活動を促進するための事業を、最小の経費で最大の効果が出るように実施する。
- ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などの県民サービスの向上を図る。
- エ 園内の児童会館管理者およびその他関係団体と適宜連絡・調整を行い、円滑に公園管理業務を遂行する。

## **(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）**

- ア 業務内容
  - (ア) 公園施設の維持管理に関する業務
  - (イ) 公園施設の使用の受付及び案内に関する業務
  - (ウ) 群馬県立公園条例第21条の3に規定する指定管理者が行う管理の業務
  - (エ) 群馬県立公園条例第21条の4に規定する指定管理者が行う収受の業務
  - (オ) 自主事業（指定管理者が自ら企画・立案する事業であって、金山総合公園の設置目的の範囲内で行う事業）
- イ 要求水準
  - 募集要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求基準を定める。
- ウ 成果目標
  - 施設利用者数 48万人
  - その他、応募者にも具体的な成果目標を提示させる。

## **2 募集及び候補者選定等に関する事項**

### **(1) 募集の方法**

公募とする。

### **(2) 審査の方法及び選定基準等**

- ア 審査の方法
  - 候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。
- イ 選定委員会の構成
  - 財務会計及び労務管理等に関する有識者、公園・造園分野に関する有識者、施設利用代表者から7名を選任した。

#### ウ 選定基準

- (ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- (イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。
- (ロ) 事業計画の内容が、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

#### エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

### 3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和8年	5月
選定委員会の設置		6月
募集期間		7月～ 8月
審査の実施		9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）		11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程 （審査経過の県議会への報告）		11月～12月
指定、協定の締結、引継	令和9年	1月～ 3月
指定管理期間開始		4月

#### 4 (参考) 現在の管理状況

##### (1) 施設の管理者

山梅・ケービックスグループ

##### (2) 施設管理経費の実績 (指定管理業務相当部分)

令和6年度実績

単位：千円

収入		支出	
指定管理料	1 2 1, 5 8 1	人件費	9 3, 0 3 4
利用料収入	4 3, 3 5 7	維持管理費	3 0, 3 8 2
その他	8, 2 7 9	その他	4 9, 1 6 2
収入合計	1 7 3, 2 1 7	支出合計	1 7 2, 5 7 8

##### (3) 施設利用の実績

令和6年度実績 施設利用者数 4 5 3, 3 4 5人